

地方独立行政法人大阪市博物館機構
公的研究費の研究活動及び運営・管理に関する行動規範

令和2年12月3日

この行動規範は、公的研究費を使用した研究活動及び文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型研究資金（以下「公的研究費」という。）の運営・管理にあたり、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）の研究者及び事務職員等が遵守すべき主な事項を明らかにすることにより、研究者等の不祥事や疑惑、不信を招くような行為の防止を図り、もって国民の信頼を確保することを目的とし、次のとおり定めるとともに、職員等はこれを誠実に実践しなければならない。

- 1 研究者は、常に高い倫理観を保持し、科学研究活動に当たっては、データや論文等の捏造・改ざん・盗用などの不正行為や疑われる行為を行ってはならない。
- 2 研究者及び事務職員等は、公的研究費は国民から負託された資金であることを認識し、公平・公正に使用しなければならない。
- 3 研究者及び事務職員等は、公的研究費を負託された研究以外に使用してはならない。
- 4 研究者及び事務職員等は、公的研究費の使用にあたり、関係する法令、法人が定める公的研究費の不正使用防止に関する規程をはじめとした規則・規程等を遵守しなければならない。
特に、物品の購入、事業委託等は法人会計規程などの各種規程に基づかなければならない。
- 5 研究者及び事務職員等は、不正発生を防止するため、法人が設置する不正防止計画推進部署に公的研究費の執行状況等を報告しなければならない。
- 6 研究者及び事務職員等は、利害関係者から物品等の贈与や飲食等のもてなし等、国民からの疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 7 研究者及び事務職員等は、公的研究費に係る研修会に積極的に参加し、事務手続き及び使用ルール等の理解に努めなければならない。